

「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」概要版

第1章 計画の概要

計画策定の趣旨

障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい児者の暮らしを支援する障がい福祉サービス等の安定的な提供体制の確保を図るための「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画」及び「第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」を一体的に策定し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組む。

計画の位置づけ

「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画
障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画

計画期間

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度（3年間）

【SDGsのゴール】
③すべての人に健康と福祉を
⑧働きがいも経済成長も
⑩人や国の不平等をなくそう



第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

障がい者に係る施策の経緯

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（H30.6）
- 「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」の施行（R1.6）
- 就学前の障がい児の発達支援の無償化（R1.10）
- 「東京2020パラリンピック」の開催（R3.8～9）
- 「医療的ケア児支援法」の施行（R3.9）
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（R4.5）
- 「第22回全国障害者スポーツ大会」の開催（R4.10）
- 「第5次障害者基本計画」の策定（R5.3）
- 基本指針の改正（R5.5）
- 障害者雇用率の改正（R6.4予定）
- 「障害者差別解消法」の改正（R6.4施行予定）

本市の障がい者手帳所持者（H30⇒R4年度末）

- 身体障がい者手帳：15,157人 ⇒ 14,968人（△189人）
- 療育手帳：4,223人 ⇒ 4,774人（+551人）
- 精神保健福祉手帳：3,946人 ⇒ 5,321人（+1,375人）

アンケート調査結果の概要

- 就労支援で必要なことは、「職場の障がい者への理解」が約5割
- 相談する場合に、「相談先がわからない」、「身近なところで相談できない」が約4割
- 障がい福祉サービスについての要望は、「利用条件の緩和」や「費用負担の軽減」、「手続きの分かりやすさ」が約3割
- 障がいの重度化に備え必要なのは、「重度障がい者を受け入れる住まいの場の確保」が約7割
- 成年後見制度を知らない人が約4割
- 災害への備えについて、対策をしていない人が約5割

関係団体との意見交換会の結果

- 一般就労に向けて、企業と障がい者の相互理解が必要
- 社会参加等ができるよう、外出支援サービスの充実が必要
- 介護者の急病等の緊急時に対応できる相談体制の更なる充実が必要
- 切れ目のない支援が必要
- 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要
- 障がいの早期発見・早期療育が必要
- 民間事業者への障がいへの理解促進が必要
- 幼少期から障がいへの理解を深めることが必要
- 障がい特性に応じた情報提供の推進が必要

第6期サービス計画・第2期障がい児計画の進捗状況及び評価等

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①入所施設から地域生活への移行者数：達成率 41.7%（C評価）
- ②施設入所者の削減数：達成率 100%（A評価）
⇒ 地域生活支援体制の充実に向けて更なる取り組みが必要

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

- ③地域移行に係る目標の設定、関係者が情報共有や連携を図りながらの支援（B評価）

3 地域生活支援体制の機能の充実

- ④体制の確保及び年1回以上の検証、検討（A評価）

4 福祉施設利用者の一般就労への移行等

- ⑤一般就労への移行者数：達成率 100%（移行 89.1%）（B評価）
- ⑥就労定着支援事業利用者数：達成率 92.2%（B評価）
- ⑦就労定着支援事業所の就労定着率：達成率 71.4%（B評価）

5 障がい児支援の提供体制の充実

- ⑧児童発達支援センター設置、保育所等訪問支援の利用体制構築（A評価）
- ⑨重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保（A評価）
- ⑩医療的ケア児支援のための協議の場の設置、コーディネーターの配置（B評価）

6 相談支援体制の充実・強化

- ⑪総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援の着実な推進（A評価）

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- ⑫県等の研修への参加、請求内容の審査、事業所への指導や情報提供等の実施（A評価）

障がい福祉サービス等・地域生活支援事業の必要見込量等に関する進捗状況

- ・「共同生活援助」、「計画相談支援」は、供給体制の確保が必要
- ・移動支援事業や日中一時支援事業については、概ね見込みどおり

A 地域生活への移行や親なき後への対応

⇒ 障がいの重度化・高齢化や親なき後への対応を図るため「緊急時の相談及び支援体制の充実」、「重度障がいに対応したグループホームの確保」、「本人や親への障がい福祉サービス等の理解促進・本人の自立に向けた支援の充実」、「地域における関係機関の連携体制の充実」など地域生活を支援する体制の充実が必要

B 一般就労への移行等

⇒ 障がい福祉サービスを通じて、一般就労により多くつなげるため、「関係機関や企業と就労支援に関する情報共有及び連携」、「障がい者と企業との相互理解の促進」など就労支援の充実が必要

C 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

○共通事項

⇒ 利用実態や事業所の動向を踏まえ必要量を見込み、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保やサービスの質の向上、また、それを担う人材の確保を図るための取組が必要

○障がい福祉サービス・地域生活支援事業

⇒ 利用者ニーズ等が高い「共同生活援助」、「計画相談支援」等、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の更なる充実が必要

○障がい児福祉サービス

⇒ 「重症心身障がい児の受け入れの拡充」、「医療的ケア児等支援の充実強化」等、障がい児の障がい特性や個々の状態に応じたサービスの更なる充実・強化が必要

第3章 令和8年度の目標の設定（網掛け部分は新規目標）

国の基本指針に基づく目標項目		国の目標値 (市町村が定める目標)	市の目標値
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	(1) 地域移行者数	令和4年度末施設入所者数の6%以上	3%以上(11人以上) (現行計画と同様)
	(2) 施設入所者数	令和4年度末の5%以上の削減	現状維持(現行計画と同様)
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		※ 県を対象とした目標のみ → 退院後の地域における平均生活日数など	令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者が円滑に連携して、精神障がい者を地域移行につなぐため、情報共有・意見交換の場を設置するとともに、人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施
3 地域生活支援の充実	(1) 地域生活支援の充実	・地域生活支援拠点等の整備及びコーディネーターの配置 ・年1回以上の運用状況の検証、検討	体制の各機能を有する関係機関と連携を図りながら、支援の実施及び年1回以上の運用状況の検証、検討
	(2) 強度行動障がい有する者への支援体制の充実	強度行動障がい有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	(国と同様)
4 福祉施設利用者の一般就労への移行等	(1) 一般就労への移行者数	令和3年度実績の1.28倍以上 (就労移行：1.31倍、就A：1.29倍、就B：1.28倍)	令和2年度を除いた直近3カ年平均値の1.28倍以上(就労移行：1.31倍、就A：1.29倍、就B：1.28倍)(県と同様)
	(2) 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	就労移行支援事業所の5割以上	(国と同様)
	(3) 就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末実績の1.41倍以上	(国と同様)
	(4) 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	(国と同様)
5 障がい児支援の提供体制の整備等	(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	・児童発達支援センター1カ所以上設置 ・障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	・児童発達支援センターは設置済 ・通所支援事業所に対して助言・支援することにより療育の質の維持・向上を図る。 ・サービスを必要とする児童が必要な支援を受けられるよう、保育所・学校等の理解を得ながらより一層利用促進を図る。
	(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	1カ所以上確保	重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう助言・支援することにより、受け入れ体制の充実を図る。
	(3) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	・協議の場の設置 ・コーディネーターの配置	・医療的ケア児から者へ、切れ目のない一貫した支援を提供するための協議の場の整備に取り組む。 ・総合調整するための医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を含めた医療的ケア児の支援体制の強化を図る。
6 相談支援体制の充実・強化等	(1) 相談支援体制の充実・強化	基幹相談支援センターの設置及び体制の確保	総合的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化を図るとともに、新たに整備された保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」などの関係機関と連携した相談支援に取り組む。(現行計画と同様)
	(2) 協議会の体制確保	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組及び協議会の体制の確保	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築		サービスの質の向上を図るための体制の構築	県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施、事業所における人材確保に向けた支援に取り組む。(現行計画と同様)

第4章 障がい福祉サービス等（主な事業）の必要量の見込み及び見込量確保のための方策

サービス種別	項目	R6	R7	R8	見込量確保のための方策	
訪問系	居宅介護	利用量(時間/月)	16,353	16,684	17,015	・事業所へのヘルパー養成・研修事業等の充実や県等の事業の周知により、人材の確保や質の高いサービス提供が図られるよう努める等
		利用人数(人分/月)	790	806	822	
	重度訪問介護	利用量(時間/月)	11,622	13,138	14,654	
日中活動系	同行援護	利用量(時間/月)	4,366	4,505	4,643	・生活介護については、利用量の増加が見込まれるため、事業所の供給体制が不足しないか等について確認しながら、必要に応じて、整備費補助金の活用も含め、支援を行う。 ・就労継続支援については、「工賃向上等支援事業」などに取り組み、障がい者の工賃向上と雇用の創出に取り組むことにより、利用者の受入・支援体制の充実につなげる。 ・短期入所については、引き続き、利用者に対し、緊急時等に備え、平時から事業所との利用相談や定期的な利用を促すとともに、事業所に対し、医療的ケアに対応するための人員配置に係る報酬改定など関連情報を周知する等
		利用人数(人分/月)	189	195	201	
	生活介護	利用量(人日分/月)	21,581 (18,316)	21,792 (18,495)	22,003 (18,674)	
		利用人数(人分/月)	1,124 (954)	1,135 (963)	1,146 (972)	
	自立訓練(生活訓練)	利用量(人日分/月)	510	544	578	
		利用人数(人分/月)	30	32	34	
	就労選択支援	利用量(人日分/月)	10	10	30	
		利用人数(人分/月)	1,754	1,823	1,892	
	就労移行支援	利用量(人日分/月)	102	106	110	
		利用人数(人分/月)	13,101	14,795	16,725	
就労継続支援(A型)	利用量(人日分/月)	665	751	849		
	利用人数(人分/月)	17,955	19,390	20,947		
就労継続支援(B型)	利用量(人日分/月)	1,026	1,108	1,197		
	利用人数(人分/月)	1,442 (1,078)	1,490 (1,124)	1,539 (1,171)		
短期入所	利用量(人日分/月)	209 (153)	216 (160)	223 (166)		
	利用人数(人分/月)	922 (230)	1,060 (266)	1,219 (302)		
居住系	共同生活援助(グループホーム)	利用人数(人分/月)	379	379	379	・グループホームについては、補助金等による支援を行いながら、引き続き、整備を促進する等
	施設入所支援	利用人数(人分/月)				
相談系	計画相談支援	利用人数(人分/月)	1,047	1,141	1,244	・相談支援従事者研修等への積極的な参加の呼びかけや必要な情報提供を行い、相談支援従事者の確保と資質向上を図る等
障がい児支援系	児童発達支援	利用量(人日分/月)	8,457	10,046	11,938	・事業所のサービスの質の向上に向け、事業所等を対象とした療育体験や情報交換会を実施する。 ・相談支援事業所の充実・強化に向け、相談支援専門員の確保に努める等
		利用人数(人分/月)	727	862	1,024	
	保育所等訪問支援	利用量(人日分/月)	153	188	232	
		利用人数(人分/月)	111	136	168	
	放課後等デイサービス	利用量(人日分/月)	23,633	25,288	27,058	
障がい児相談支援	利用人数(人分/月)	1,692	1,811	1,937		
		226	264	309		

※ 生活介護、短期入所、共同生活援助の()は、重度障がい者の内数
※ 就労選択支援は、法改正により新たに創設されたサービス

第5章 地域生活支援事業（主な事業）の見込み及び見込量確保のための方策

サービス種別	項目	R6	R7	R8	見込量確保のための方策	
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	引き続き、市民の障がい者等への理解を深めるための事業実施等に取り組むとともに、関係団体との連携を図りながら、より効果的な啓発の取組等を実施する。	
手話通訳・要約筆記者派遣事業	利用人数(人/月)	154	163	172	引き続き、関係団体との連携を図り、手話通訳者・要約筆記者の円滑な派遣を行う。	
移動支援事業	利用量(時間/月)	2,250	2,250	2,250	個々の利用ニーズを的確に把握し、引き続きサービスを適切に提供する。	
	利用人数(人/月)	238	238	238		
日中一時支援事業	日中支援型	利用量(時間/月)	1,575	1,575	1,575	利用ニーズを踏まえ、引き続きサービスを適切に提供する。
		利用人数(人/月)	354	354	354	
	医療的ケア	利用量(時間/月)	366	387	408	
		利用人数(人/月)	69	73	77	

第6章 計画の推進体制

- 1 計画内容の周知・啓発 2 庁内推進体制 3 庁外推進体制 4 PDCAサイクルによる計画の分析・評価